

令和4年11月15日
不動産・建設経済局建設業課

「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

建設業における中長期的な担い手の確保及び育成を図るため、監理技術者等の専任を要する請負代金額等の見直しや、技術検定制度の見直しを行う「建設業法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

少子高齢化に伴う全産業的な労働力人口の減少が進む中、建設業においても、限りの人材の有効活用を図りつつ、将来にわたる中長期的な担い手の確保及び育成を図ることが急務となっています。

このような状況を踏まえ、また、本年5月にとりまとめた「技術者制度の見直し方針※」及び「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」を受けて、今般、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）について所要の改正を行います。

※適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）

2. 概要

✓ 近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件の見直しを行います。※()内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3500万円	4000万円

- ✓ 技術検定の受検資格は国土交通省令で定めることとし、今後、省令改正により現行の受検資格を見直します。
- ✓ 受検資格の見直しに伴い、大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者等については、第一次検定の一部を免除することができることとします。

3. スケジュール

公布日：令和4年11月18日（金）

施行日：令和5年1月1日（日）【金額要件の見直し関係】

令和6年4月1日（月）【技術検定関係】

【お問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 山田、白石

TEL：03-5253-8111（内線 24744） 直通：03-5253-8277 FAX：03-5253-1553

- 専任不要上限額の引き上げ

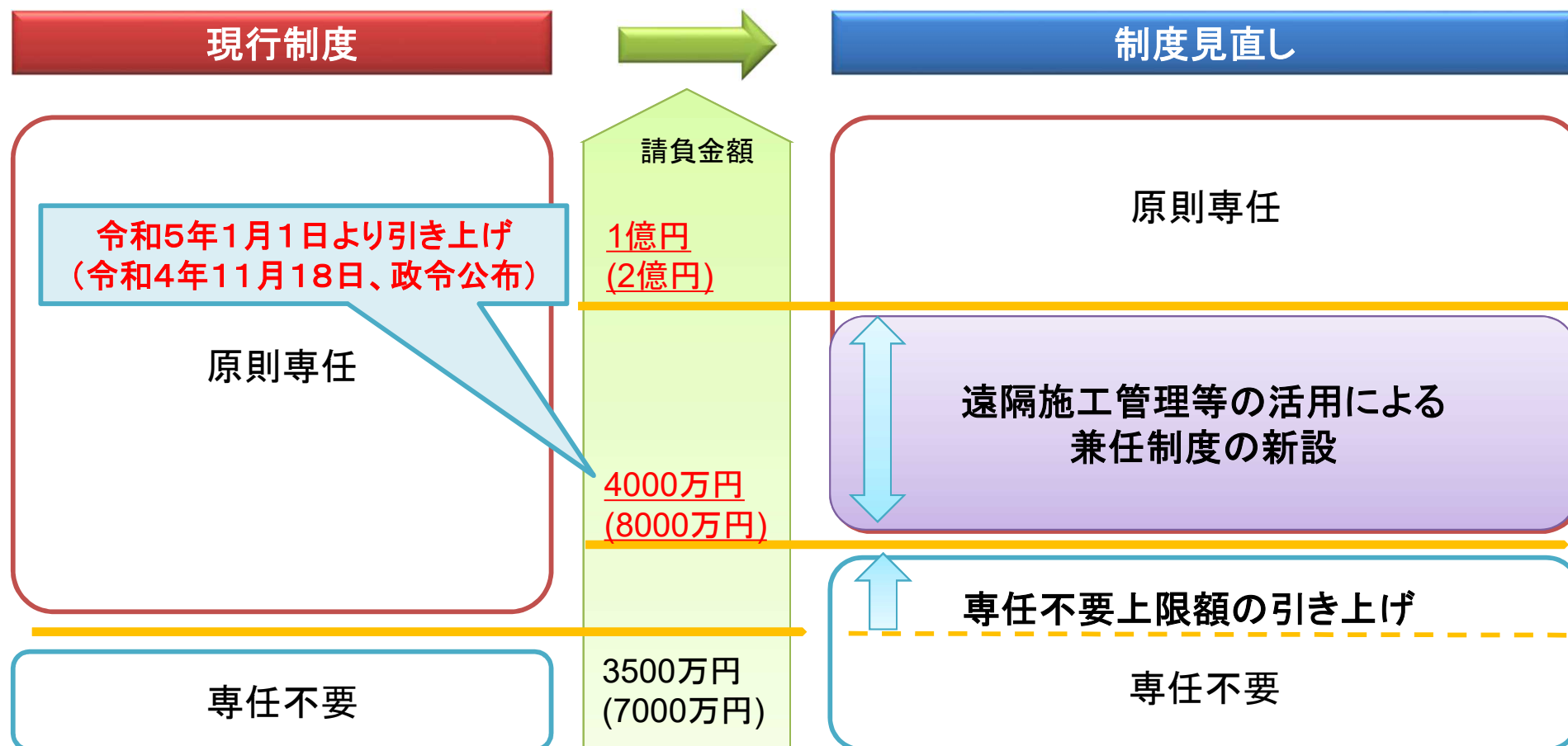
技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。

- 兼任可能な制度の新設

多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

- その他の検討

技術者配置の運用の見直し。



()は建築一式工事の場合

技術検定の受検資格見直しの方向性(令和6年度～)

○ 1 級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大 学（指 定 学 科）	卒業後 3年実務	
短大、高専（指定学科）	卒業後 5年実務	
高等 学 校（指定学科）	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

（いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり）

○ 2 級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大 学（指 定 学 科）	17歳以上	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等 学 校（指定学科）		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

（見直し）

第一次検定	第二次検定
19歳以上 （専門性の高い大学 課程履修者は一部 科目を免除）	1級技士補として 一定規模以上の工事の 実務経験 3 年 ※1

※1 下請金額が監理技術者配置を要する金額以上の工事の施工管理実務経験は3年。監理技術者補佐としての経験は1年。その他の経験については5年。
2級合格者は従前のおとり。
これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

（見直し）

第一次検定	第二次検定
17歳以上 （専門性の高い学校 課程履修者は一部 科目を免除）	2級技士補としての 実務経験 3 年 ※2

※2 1級技士補の場合は1年。
これまでの受検資格については別途経過措置を検討。